

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表		別表					
路線名	指定区間	路線名	指定区間				
（略）	（略）	（略）	（略）				
二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市宇魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市正徳町五百三十五番十七を経て同市福地町六百二十番一まで、同市正徳町五百三十五番十七から三原市糸崎八丁目百六十七番二十三を経て同市糸崎八丁目二百六番二まで並びに広島市西区庚午北一丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百十番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）	二 号	大阪市北区梅田一丁目三番から北九州市門司区老松町三番一まで（明石市立石一丁目四番一から同市宇魚住町清水字井桶田二千四百四十九番一及び姫路市本町二百四十一番を経て兵庫県揖保郡太子町山田字美之路五百九十一番二まで、福山市神村町字伊勢山下六千番二から尾道市西御所町二番の五百六十二を経て同市正徳町五百三十五番の二十八まで並びに広島市西区庚午北一丁目四百十八番一から同市佐伯区海老園二丁目三百十番三を経て廿日市市地御前五丁目千九百二十九番二十一までを除く。）				
（略）	（略）	（略）	（略）				
百九十号	山口市江崎字和井田二千六百八十六番一から山陽小野田市大字植生字傍示一万千八百二十一番三まで	百九十号	山口市江崎字和井田二千六百八十六番一から山陽小野田市大字植生字傍示千八百二十一番三まで				
（略）	（略）	（略）	（略）				
百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北字賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西深川字四ノ椎ノ木道祖一万五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十一番二まで及び広島市安佐北区可部南一丁目百二十番六から同市中区大手町四丁目七番まで	百九十一号	下関市竹崎町四丁目一番三から同市豊北町大字北字賀字箕ノ腰千四百二十番一まで、長門市西深川字四ノ椎ノ木道祖一万五百八十七番一から益田市中吉田町二百八十一番二まで及び広島市安佐北区可部南一丁目百二十番六から同市中区大手町四丁目七番まで				

(略)

(略)

(略)

(略)